

港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備 に関する政令案について

1. 背景

令和 7 年 4 月 23 日に、近年の気候変動等に対応して港湾の保全及び円滑な利用の確保を図るための措置を盛り込んだ、港湾法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 25 号。以下「改正法」という。）が公布された。

改正法により、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。）に、

- ・ 気候変動に伴う海面上昇に対応して港湾の保全を図るための協働防護計画制度〔法第 51 条の 6 から第 51 条の 14 まで〕
- ・ 緊急物資等の輸送拠点としての港湾機能の確保を図るための災害応急対策港湾施設使用協定制度〔法第 55 条の 4 の 2 から第 55 条の 4 の 4 〕

等が新設された。

今般、改正法の施行（公布日後 6 月以内施行）に伴い、港湾法施行令（昭和 26 年政令第 4 号）等について、所要の規定の整備を行う必要がある。

2. 概要

（1）港湾法施行令の一部改正（第 1 条関係）

港湾法施行令第 22 条第 2 項においては、国土交通大臣の職権について、地方整備局長等も行うことができる旨を定めている。

改正法において新設された法第 51 条の 6 第 9 項等の協働防護計画に係る助言の職権については、個々の港湾や地域の実情に即して行うことが効果的な場合もあることから、地方整備局長等も行うことができることとする。

（2）宅地建物取引業法施行令の一部改正（第 2 条関係）

宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買契約等が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして相手方に書面で説明させなければならない法令上の制限として、協働防護協定及び災害応急対策港湾施設使用協定に係る承継効に関する規定を追加する。

（3）その他

その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 7 年 9 月中下旬

施 行：令和 7 年 10 月 1 日（水）